

2022年(令和4年)4月26日

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター

**「住居確保給付金」を申請する皆様、受給中の皆様へ(町村部)**

**～重要なご案内～**

2022年(令和4年)4月26日、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」が発表され、住居確保給付金について求職活動要件が緩和されました。

**【求職活動要件】**

受給月数・状況によって異なります。

詳細は下の表をごらんください。

★その他、詳細はお住まいの町村部を担当する各センターへお問い合わせください。

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター（町村部にお住まいの方が対象）

北部:0980-43-0240

中部:098-923-0881

南部:098-851-7105

南部支所:098-917-5407

○住居確保給付金の求職活動等要件整理表

2022.4.26時点

【必要とされる求職活動要件】

※変更点は下線部

- ① (申請時等) 公共職業安定所での求職申込み
- ② 自立相談支援機関への相談 (月1回以上) ※注1
- ③ 公共職業安定所での職業相談 (月1回) ※注2
- ④ 企業等への応募 (月1回) ※注3
- ⑤ プランに沿った活動 (家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)

受給月数	受給者の状態	必要とされる求職活動要件				
		①	②	③	④	⑤
1～9か月目	離職・廃業 (則第3条第1号)	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等 (則第3条第2号)	任意	必須	任意	任意	必須
10～12か月目 (再々延長中)	全 員	必須	必須	必須	必須	任意
再支給 (本則・特例)	離職・廃業 (則第3条第1号)	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等 (則第3条第2号)	任意	必須	任意	任意	必須

※注1 現状の自立相談支援機関の状況を踏まえ、原則の月4回を緩和している

※注2 今般の物価高等に対応する経済対策の趣旨を踏まえ、生活不安の解消等に資するための措置として、原則月2回を緩和している

※注3 今般の物価高等に対応する経済対策の趣旨を踏まえ、生活不安の解消等に資するための措置として、原則週1回を緩和している